

令和8年2月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

2月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第3号	八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定 について	1
-------	---	---

議案第 3 号

八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

学校施設開放事業を教育委員会で一括管理するに当たり、所要の改正をするためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年八戸市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子どもの安全な遊び場を確保し、並びに体育、スポーツ活動」を「市民のスポーツ・レクリエーション活動」に、「ために」を「ため」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 学校施設 八戸市立学校の施設をいう。
- (2) スポーツ・レクリエーション活動 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第24条に規定するスポーツ・レクリエーション活動をいう。
- (3) 社会教育活動 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する活動をいう。
- (4) 学校施設開放 学校施設をスポーツ・レクリエーション活動及び社会教育活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。

第3条第3項中「社会教育団体及び体育、スポーツ団体（以下「関係団体」という。）」を「学校教育及び社会教育に関する機関及び団体」に改める。

第5条を次のように改める。

（対象となる学校施設）

第5条 学校施設開放は、次の各号に掲げる学校施設のうち、開放校ごとの実情に応じて教育委員会が定めるもの（以下「開放施設」という。）を対象として行うものとする。

- (1) 校庭
- (2) 体育館
- (3) 柔剣道場

第6条中「教育委員会は、」及び「、利用者及び」を削り、「運営協議会の意見を聞いて定めるものとする」を「は、教育委員会が別に定める」に改める。

第7条を次のように改める。

（利用団体の登録）

第7条 学校施設開放において、開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体であって、利用しようとする年度ごとにあらかじめ教育委員会の登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動又は社会教育活動を目的とした団体であること。
 - (2) 5人以上で構成され、その過半数が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者であること。
 - (3) 団体の代表者が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する18歳以上の者（高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）の在籍者を除く。）であること。
- 2 前項の登録を受けようとする団体は、教育委員会に申請しなければならない。
 - 3 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに、変更に係る事項を教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前2項に規定する登録の申請又は登録事項の変更に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第8条を削る。

第9条第1項中「学校施設」を「開放施設」に、「団体は」を「登録団体は、利用しようとする日の3日前までに教育委員会へ申請し」に改め、同条第2項中「を与える場合において」を「に当たって」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、開放施設の利用を認めない。ただし、第3号に該当する場合にあっては、小学生又は中学生を対象とした事業である場合に限り、その利用を認めることができる。
 - (1) 政治活動のための利用であると認めるとき。
 - (2) 宗教活動のための利用であると認めるとき。
 - (3) 専ら営利を目的とする利用であると認めるとき。
 - (4) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - (5) 学校施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (6) 学校施設の管理に支障があると認めるとき。
 - (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (8) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

- 4 前3項に定めるもののほか、利用の申請及び許可に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第9条を第8条とする。

第10条第1項中「利用の許可を受けようとする者又は利用の許可を受けた者」を「許可を受けようとする登録団体又は当該許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）」に、

「学校施設」を「開放施設」に改め、同項第4号中「施設」を「学校施設」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 偽りその他不正の行為により利用許可を受けたとき。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより当該登録団体又は当該利用団体に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事故等の責任)

第10条 利用団体は、開放施設の利用中に事故が発生したときは、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、その責めを負うものとする。

- 2 利用団体は、学校施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

第11条を削る。

第12条の見出し中「他の規則の」を削り、同条中「学校施設」を「開放施設」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「教育長が」を「別に」に改め、同条を第12条とする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び社会教育活動の普及振興を図るため、<u>学校施設を学校教育に支障のない範囲で計画的かつ継続的に開放することについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校施設 八戸市立学校の施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ・レクリエーション活動 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第24条に規定するスポーツ・レクリエーション活動をいう。</u></p> <p>(3) <u>社会教育活動 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する活動をいう。</u></p> <p>(4) <u>学校施設開放 学校施設をスポーツ・レクリエーション活動及び社会教育活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。</u></p> <p>(教育委員会等の役割)</p> <p>第3条 <u>学校施設開放に関する事務は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</u></p> <p>2 学校長は、学校教育に支障のない限り、<u>学校施設の開放に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>学校教育及び社会教育に関する機関及び団体は、集団的な遊びの指導、安全指導その他学校施設開放の事業の運営に関し、協力するものとする。</u></p> <p>(開放校の決定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会は、学校施設開放の対象となる学校（以下「開放校」という。）を決定しようとするときは、あらかじめ当該学校長の意見を聞かなければならない。</u></p> <p>(対象となる学校施設)</p> <p>第5条 <u>学校施設開放は、次の各号に掲げる学校施設のうち、開放校ごとの実情に応じた教育委員会が定めるもの（以下「開放施設」という。）を対象として行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子どもの安全な遊び場を確保し、並びに体育、スポーツ活動及び社会教育活動の普及振興を図るために、<u>学校施設を学校教育に支障のない範囲で計画的かつ継続的に開放することについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校施設開放 遊び場開放、体育、スポーツ開放及び社会教育開放をいう。</u></p> <p>(2) <u>遊び場開放 校庭その他の学校施設を、子どもの安全な遊び場の確保を目的とする事業の利用に供することをいう。</u></p> <p>(3) <u>体育、スポーツ開放 校庭及び体育館その他の学校施設を体育、スポーツ活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。</u></p> <p>(4) <u>社会教育開放 特別教室その他の学校施設を社会教育活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。</u></p> <p>(教育委員会等の役割)</p> <p>第3条 <u>学校施設開放に関する事務は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</u></p> <p>2 学校長は、学校教育に支障のない限り、<u>学校施設の開放に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>社会教育団体及び体育、スポーツ団体（以下「関係団体」という。）は、集団的な遊びの指導、安全指導その他学校施設開放の事業の運営に関し、協力するものとする。</u></p> <p>(開放校の決定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会は、学校施設開放の対象となる学校（以下「開放校」という。）を決定しようとするときは、あらかじめ当該学校長の意見を聞かなければならない。</u></p> <p>(<u>学校施設開放事業運営協議会</u>)</p> <p>第5条 <u>学校施設開放の円滑な運営を図るため、開放校に学校施設開放事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</u></p>

- (1) 校庭
- (2) 体育館
- (3) 柔剣道場

(学校施設開放の期間等)

第6条 学校施設開放の期間、日時その他運営については、教育委員会が別に定める。

(利用団体の登録)

第7条 学校施設開放において、開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体であつて、利用しようとする年度ごとにあらかじめ教育委員会の登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動又は社会教育活動を目的とした団体であること。
- (2) 5人以上で構成され、その過半数が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者であること。
- (3) 団体の代表者が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する18歳以上の者（高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）の在籍者を除く。）であること。
- 2 前項の登録を受けようとする団体は、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに、変更に係る事項を教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 前2項に規定する登録の申請又は登録事項の変更に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 運営協議会の委員は、学校の校長及び教員、関係団体の役員並びに当該地域住民の中から教育委員会が委嘱する。

(学校施設開放の期間等)

第6条 教育委員会は、学校施設開放の期間、日時、利用者及びその他運営について運営協議会の意見を聞いて定めるものとする。

(利用者の範囲)

第7条 学校施設開放において、学校施設を利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども（幼児の場合にあつては、保護者の付添いがある場合に限る。）及び子ども会その他の少年団体
- (2) 市民を主な構成員とする団体で、教育委員会が運営協議会の意見を聞いて、利用団体として登録を認めたもの

(利用の禁止)

第8条 次の各号に該当する場合は、学校施設の利用を認めないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用その他政治活動のための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動のための利用
- (3) 営利を目的とする利用

(利用の許可)

第8条 開放施設を利用しようとする登録団体は、利用しようとする日の3日前までに教育委員会へ申請し、あらかじめ許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たって、管理上必要な条件を付けることができる。

3 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、開放施設の利用を認めない。ただし、第3号に該当する場合には、小学生又は中学生を対象とした事業である場合に限り、その利用を認めることができる。

(1) 政治活動のための利用であると認めるとき。

(2) 宗教活動のための利用であると認めるとき。

(3) 専ら営利を目的とする利用であると認めるとき。

(4) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(5) 学校施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(6) 学校施設の管理に支障があると認めるとき。

(7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(8) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

4 前3項に定めるもののほか、利用の申請及び許可に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(利用条件の変更等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする登録団体又は当該許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)が当該利用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、開放施設の利用条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(3) 学校又は教育委員会が使用する必要が生じたとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(5) その他学校施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより当該登録団体又は当該利用

(利用の許可)

第9条 学校施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用条件の変更等)

第10条 教育委員会は、前条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者又は利用の許可を受けた者が当該利用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の利用条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 学校又は教育委員会が使用する必要が生じたとき。

(3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(4) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害を及ぼすことがあっても教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

<p><u>団体に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(事故等の責任)</u></p> <p><u>第10条 利用団体は、開放施設の利用中に事故が発生したときは、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、その責めを負うものとする。</u></p> <p><u>2 利用団体は、学校施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならぬ。</u></p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第11条 八戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第3号)第27条から第35条までの規定は、この規則による開放施設の利用に関しては、適用しない。</u></p> <p><u>(施行事項)</u></p> <p><u>第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p><u>(利用者の弁償責任)</u></p> <p><u>第11条 利用者は、開放施設の施設、設備を故意又は重大な過失によって損傷又は亡失したときは、弁償の責を負うものとする。</u></p> <p><u>(他の規則の適用除外)</u></p> <p><u>第12条 八戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第3号)第27条から第35条までの規定は、この規則による学校施設の利用に関しては、適用しない。</u></p> <p><u>(施行事項)</u></p> <p><u>第13条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</u></p>
--	---

